

第12回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成16年7月10日(土) 13:30～16:30

●【開催場所】 田辺市 青少年研修センター 3F 大会議室

●【出席者】 委員14名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、井伊博行、緒方順子、小野正治、
柏崎幸雄、近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、森正一、
森口佳樹、山本甫、寄本勝美

県：松尾泰成循環型社会推進課処理計画推進室長 他2名

事務局：川端清司事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長 他2名

●【傍聴者】 一般6名、報道1社

(敬称略)

(事務局) 委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への諸注意

(委員長)

お忙しい中、またお暑い中、ご参集頂きありがとうございます。

本日は2つの議題について審議して頂きます。一つは、用地選定に係る候補地選定基準、これはスクリーニング項目と言いますが、この項目について、特に本日は関係法令に基づく1次スクリーニング項目について審議したいと思います。併せて2・3次のスクリーニング項目、これは市町村の固有情報を盛り込んだ項目ですが、それについて大枠で決定して頂き、頭出しぐらいはできるようにと考えています。

もう一つは、このスクリーニング項目等について、住民の皆さんの意見を如何に反映させるのか、について委員の皆さんの意見を頂きたいと思えます。非常に骨の折れる難しい議題ですが、よろしく審議の程お願いします。

それでは、まず第11回検討委員会の議事録の確認をお願いします。

(委員)

5頁目の9行目、「そのこと事態」「なること事態」となっていますが「自体」ではないですか。

(委員長)

それと私の方からお願いですが、10頁17行目、「諮問する」となっていますが「検討する」に訂正して頂きたいと思えます。

他になければ、議事録を確定します。

議事に入ります。1番目の議題について、事務局から説明願います。

(事務局)

資料1、参考資料 - 用地選定に係る候補地選定基準について説明

(日環C)

資料2 - 1次スクリーニングの各項目についてプロジェクターにより説明

(委員長)

本日は1次スクリーニング項目について、その是非を検討・決定し、併せて市町村固有情報を盛り込んだ2・3次スクリーニングの大枠の項目を検討・決定したいと思います。

まず1次スクリーニング項目についての検討です。資料にあるように「防災」「自然公園地域」「自然環境保全地域」「文化財保護」、土地利用基本計画の面から「都市地域」「農業地域」「森林地域」というような形で項目が設定されていますが、これについて順次検討します。

(委員)

ご存知のとおり和歌山県の大半の地域が世界遺産に登録されることとなりました。私はマスコミ情報しか存じていませんが、1次スクリーニング項目に含まれている部分と必ずしもそうでない部分があると思います。ですから、その辺を検討して1次スクリーニング項目に追加する必要があるのではないですか。

(委員長)

重要な意見です。今の意見に関して何かありませんか。

(委員)

登録の申請と結果がどうなっているかは分かりませんが、地図資料の10頁の指定文化財に熊野古道関係は入っているのではないのですか。

(事務局)

世界遺産関係については、指定文化財の中に古道の部分は入っています。また資料2の表2市町村固有エリア情報で「紀伊山地の霊場と参詣道」という項目を挙げています。これに関しては、世界遺産登録をする際の条件として、基本は古道とその両側それぞれ50mずつの緩衝地帯を設定して、市町村条例で開発規制をかけるようになっていますが、これを2次スクリーニング項目と考えています。

(委員長)

1次スクリーニングでは文化財保護等、2次スクリーニングでは市町村固有情報として考えているという今の説明です。

(委員)

マスコミ情報によると、すごい広い範囲が載っていたんで、海岸沿いは処分場規制区域になるな、という印象を受けていました。各スクリーニング項目で入ってくるということであれば問題無いわけですが。

(委員長)

確認です。他の地域でこういう世界遺産関係の所で最終処分場を造る場合のスクリーニングのやり方の事例はありますか。

(事務局)

ありません。

(委員長)

世界遺産に登録されたことは素晴らしいことです。これらを絶対に壊さない、大事に保存していくということは、和歌山県だけでなく日本全体、世界全体の大きな課題です。この点について十分留意することは、基本的に委員の皆さん方の共通認識だろうと思いますので、その点を基本線に進めていきたいと思います。

(委員)

最終処分場を造る場合、既に法律でこういうエリアはダメですよというものが無いんですか。今回我々は、これらの項目が適当であるのかどうかを検討するのですか。

(事務局)

最終処分場を造る時、ある法律でこの地域は絶対ダメと決められているものはありません。

資料に1次スクリーニング項目として関係法令を挙げていますが、これは土地を開発しようとした場合、いろんな規制がかかるという部分です。まるでダメというものもありますが、ここに項目として挙げている中で、保安林であれば指定の解除はできますし、県立自然公園区域についても許可を得て開発することはできます。ですからここに挙げている項目の区域は、全部が最終処分場や焼却施設などができない区域ではないということです。紀南地域にふさわしい最終処分場を考えた場合、このような法律の趣旨に十分配慮して、規制地域を除外しながら候補地を選定していこうという考え方です。

(委員)

この委員会で国有林は対象にしなくてよいのでは、というような結論を出せばそれはそれで構わないのですか。

(事務局)

補足説明しますと、一部解除ができますと言いましたが、解除には当然許可権者、国や県との協議が必要になります。工事の規模や内容にもよりますが、協議の上で許可できないと言われればできません。自然公園地域内には、特別地域や普通地域があります。普通地域であればある程度許可が緩やかという部分もあります。しかし、そういう部分も含めて法律の趣旨を考え、最終処分場の設置にふさわしくない地域として項目を列挙しました。

(副委員長)

基本的に日本の場合、土地利用に関する制約というのは非常に弱いんです。事務局が言ったように、造ろうと思えば造れるような規制体系になっています。例えば瀬戸内海国立公園区域などを考えた場合、自分の所のエリア全部が国立公園区域にほぼかかっているような所もあります。そのような所でも、当然学校も造らないといけないし、処分場も必要かもしれません。普通地域であれば、他に代わりがないということで当然必要性が十分認められて、普通は許可が出ると思います。ただ造るに当たっては国立公園の意義を尊重して、多分環境省からいろいろと注文が付く場合があります。ただし、できるかできないかという話になるとそういうことで、一応規制はかかっているが、どうしてもここでなければダメだという合理的な説明理由が付くと造ることができてしまう。ただ逆に、よりふさわしい地域はどこだろうかと考えた時には、それだけそこには説明理由が残されるということであれば、それはできれば避けた方がいいという解釈は多分できるでしょう。

全くできないという厳しい規制のルールがあるのは、国立公園の特別地域や自然環境保全法の原生自然環境保全地域などで、当然できません。そのような規制の厳しい部分が、紀南地域にはありません。

(委員)

スクリーニングを進めるに当たり、どの程度の規模の最終処分場を考えるかによって、スクリーニング結果が変わってくると思います。大きな処分場だと全然入らなくなってきました。

50年あるいは100年後まで使えるような大型処分場を造るということであれば、考え方が変わってくると思います。この辺の議論をある程度しておく必要があると思います。

(委員長)

指摘のとおりだと思います。規模によって影響が出てきますから、議論の対象になってくると思いますが、今日はスクリーニングの項目設定を中心に議論して頂きます。規模については、次の検討課題だと考えています。事務局から何か補足がありますか。

(事務局)

スクリーニングの作業自体は、実際造ろうとしている施設の規模というものを勘案してい

ません。法規制などにより除外した方がいいだろうというエリアを色塗りし、その白地に、造ろうとしている規模のものが造れる所を最終的に探していくという作業になります。今の段階は色塗りして、候補地として探すエリアを白地として残し、最終的に候補地という地点を考えてこの白地の部分から探していくという手順になります。

(委員長)

委員指摘の規模というのは大きな問題ですから、今後の検討課題だと思います。今の段階での作業としては、規模は問題ないということですので了承頂きます。

(委員)

鶏卵論になりますので、これ以上申し上げません。

いわゆる落としていく所を検討する作業という意味で検討すれば、今言われたような結論になると思います。処分場というのは具体的に言うと、ここに処分場を造りますよと、土地所有者に理解を求めますが、大体所有者は了解してくれる場合が多いものです。

というのも公共事業であるため、通常土地を売るよりも、税金上の控除があります。しかし、周りの土地所有者から当然、土地の価値が下がってくるから反対が起きます。その部分をバッファゾーンとして考えた場合、処分場はある程度の面積を想定して、反対部分も加味したスクリーニングをして検討しないと、後で問題が生じるのではないかと思います。せっかく委員会で検討したのに残念な結果にならないようにしなければなりません。

これらもスクリーニングとして、欠かすことのできないゾーンの要素だと考えます。今日は、とにかくダメなところは除こうというのですから、異論はありません。

(事務局)

委員会には候補地群の選定をお願いしています。協議会としては、別の組織である事業主体設立準備会議を設置し、最終処分場整備に向けた検討を行っています。そこで処分場の規模やどのような事業主体で行うのかを議論しています。

委員会では、処分場が建設可能な候補地群を選定して頂きます。そして事業主体が候補地群の中から更に縮尺の小さい地図を用いて、この場所ならどれくらいの規模の処分場が整備できそうであるということを決めていきます。

ですから、委員会にはスクリーニングの項目、候補地群の選定、合意形成について検討をお願いしたいと考えています。

(委員)

2次、3次スクリーニングの中で、市町村固有情報で調査中とありますが、それについていつ頃調査が終わるのか、教えてください。

(事務局)

市町村の調査ですが、来週早々に各27市町村に情報提供を呼びかけます。

既に資料もありますが、もう少し確かな情報や各市町村の地図上での確認などを行いたいと考えています。

(委員)

期限はいつ頃までですか。

(事務局)

7月の末頃には情報収集できるものと思っています。

(委員)

適地が見つかったとしても、進入路がない場合もあります。それで候補地としてダメになることも考えられるし、例えば世界遺産登録の熊野古道の部分を横切るとか、そういう場合

は最初からの条件付けも考えているのですか。

(事務局)

スクリーニング項目の中に、主要道路というのがあるように、今ご質問された内容などを委員会で検討して頂ければと思っています。

(委員長)

協議の内容が、既に個別のところに入ってきましたので、少し整理します。

スクリーニングの全体的な進め方についての意見を頂きました。次に1次、2次、3次といった形で項目について検討します。

(委員)

スクリーニング作業についての全体像が見えていないと思う。今日は1次スクリーニングの検討ですが、最終的にできるものが、どのようなものが、よく理解できていないと思います。確かに規模とかいうものは、造る側が決めればいいことですが、我々はそこまで細かい情報は必要ないとしても、ある程度の規模や概要を示さないと、理解できないのでは。

だから今後の予定の中で、スクリーニング作業と別に、実際に処分場がどんなものなのかを委員さんにも解ってもらわないと議論が進まないと思う。1次はともかくとしても2次・3次になると2万5千分の1の地図上で、探していきますから、どれくらいの規模のものか、説明する必要があると思うので、細かな数値は別にしても、ある程度大体の大きさを示して欲しいと思います。

(事務局)

処分場の規模などについては、議論を進めていますが、今の段階ではまだ何も具体的なものが見えていません。しかし今後、ある程度議論が進み、規模など具体的にになれば、随時委員会に報告していきます。議論の中でもいろいろな意見がありますが、面積としては大体のところ15~20haは必要ではないかと考えています。これは田辺市の処分場の敷地全体がそれくらいあります。

(委員)

規模の話が出ています。管理型の処分場を目指すということは聞いていますが、質のことも重要になるので、それについても教えて欲しいと思います。

(委員長)

今日ではなく、今後議論を進めていく上での事ですね。では確認します。

処分場の規模についての中身は、委員会の諮問事項ではありません。しかし、候補地群の選定段階や留意事項の検討をするためには、ある程度の規模や概要、内容がなければ議論ができないので、ある程度そういったものが決まった段階で、この委員会に情報を提供するよう要望します。次にそれぞれのスクリーニング項目について、意見を頂きたいと考えます。

(委員)

意見ではなく要望ですが、スクリーニングという横文字が言いにくいので、タイトルにあるように、候補地選定基準という言葉を使えないのかなと思います。スクリーニングという言葉は一般の方も理解しにくいと思いますが。

(事務局)

候補地選定基準というと、何か堅苦しい感じがしましたので、スクリーニングとしました。

スクリーニングの意味は、ふるいをかける、ということであり、選定基準をつくりながら、ふるいをかけて白地の部分を探していくということです。

(委員)

県立自然公園区域のところの許可権者の部分で、工作物の新築等は知事の許可等が必要とあり、県自然環境保全地域の部分では、知事等の許可がなければ工作物の新築等はできないとあります。許可があればできるのか、それともいろいろな条件があつての許可なのか、その違いを説明してください。

(事務局)

指摘のあつた二つの表現は異なりますが、内容は基本的には同じです。許可等の意味は特別に保護する地域とそれ以外の普通地域があります。それにより届出だけで済むものがあります。許可に関しては、基本的にそれをやっても支障がないと知事が判断した場合に許可をすることです。趣旨としては基本的には公園を守るための作業とかであればよいが、最終処分場を造るとなればなかなか難しいという判断から、スクリーニング項目に入れました。

(副委員長)

表現の仕方で、若干ニュアンスが異なります。もともと法の趣旨が違います。

基本的には、ダメというのを原則にし、どうしてもやらなければならない時に、知事は許可をする権限を持っている場合と、基本的には影響がないようにするのであれ、知事がいちいちチェックをして許可をする、すなわち基本的にはやらせてあげるといふ配慮の含みがある場合です。原則は一旦だめだといふ法の趣旨によって表現が違ってくる。しかし、それは本当に合理的な理由が必要であれば、できるという意味からすれば、どちらも同じです。

(委員)

確認しますが、1次スクリーニングの結果では、田辺市周辺などは結構スクリーニングの赤い部分が多くて、真っ赤になっています。これは40万分の1の地図のために、細かい点まで表現ができていないような気がします。次の拡大図になるとと思いますが、実際にスクリーニングにかかっていない白い部分があります。先ほど説明があつた面積規模が20haぐらいとすれば、地図上にはいっぱい入る場所がある。だから規模が大事だし、表現の仕方も重要になります。場所によってはスクリーニングで色付けされた部分ばかりということもあります。それから大事なのは、2万5千分の1の地図で2次・3次を進めて行くと実際にスポット的に、例えば地すべりとか、問題のある所もかなりあると思います。現在でもかなり判定している部分もありますが、実際2万5千分の1の地形図などで危険な地域を判読しながら、作業を進め解析する必要があります。それが2次・3次スクリーニングをしていく時に付記されて、ある程度処分場の配置を考えた場合に、地すべり地域が近くにあれば、面積が確保できたとしても、その地域は不適地になってきます。そのために2次・3次でスクリーニングされてくると思います。

また1次・2次・3次とありますが、作業を1回通して終わりではなく、見直しをして循環して作業を進めていくことが、重要だと考えます。そういう意味で、今日は1次スクリーニングの結果が出てますが、次に2次・3次と作業を行って、実際の候補地群を見ながら、今日の話にもあつたような、世界遺産の問題をどこまでするか、法律では熊野古道の両端それぞれ50mの配慮があるが、実際はもっと広げる必要があるとも思うし、その辺りについても2次・3次のスクリーニングで時間をかけて議論することが重要だと思います。

その上で施設についてもある程度、考慮していかないと議論ができません。

今後他の組織で処分場の規模についての議論をするのであれば、ある程度の構想が出るときに、委員会に情報を提供して欲しいと思います。

(委員長)

今後の進め方についての意見も出ていますが、1次スクリーニングの項目について基本的

にはこれで、よろしいか。

(委員)

2次・3次のもので調査中というのがあるが、どうしてですか。

(事務局)

市町村固有の情報であれば、情報収集も早くできます。しかし地質、断層、地形といったものは情報が少なく、収集に時間を要するので、次回の委員会までには間に合わないと考えています。まず市町村固有情報としてのエリアを今月中に、まとめたいと考えています。

(委員)

2次・3次項目は、2次は何とかかなりそうだけど、3次は地質情報等が含まれるから、間に合わないということですね。

(委員長)

今回はとりあえず、2次項目だけということですか。

(事務局)

市町村固有情報のうち、地域情報についてが中心となります。

(委員長)

項目についての説明を受けていますが、委員の皆さん、こんなことも項目にどうか、という意見を頂きたいのですが。

(委員)

処分場を造る面積規模が15～20haということですが、縮尺図にあわせて、その規模の大きさを や で表わす方法を考えてはどうですか。そうすれば地図の上で、どれくらいのものが必要になるのか、理解しやすいと思います。

(委員長)

2万5千分の1の図面だと、20haはどれくらいの大きさになるのですか。

(委員)

そこまで、細かな作業をする必要はないと思います。我々は、エリアを探していくだけのことと思いますが。

(委員長)

今の件は、地図の上でどれくらいの大きさになるのかを知りたいだけですが。

(委員)

イメージとかの情報は出したほうがいいのでは。

(事務局)

規模のイメージとして、拡大図で示しますと20haは、表示しています、「田」の字の3/4ぐらいになります。

少し整理させて頂きます。今日は1次スクリーニング項目の関係情報を示しています。

それで次の作業があるので、なかなかそうはいきませんが、できればこの方向で進めばよいとお示し頂ければと考えています。

委員長は先ほど、2万5千分の1の縮図に情報を落としたものを、次回の委員会で提示して欲しいとのご意見でしたが、住民意見の反映をいつにするか、によって2万5千分の1に情報を落とす時期を考えたいと思っています。この作業は多く時間が必要となります。

また住民意見の公募をいつ、また何回行なうかによって作業が変わってきます。次の議題で提案しますが、全部の情報を2万5千分の1に落としたのをお示しするのは、少しご容赦ください。2次・3次スクリーニング項目については、今日の委員会で、市町村固有情報に照

会をかけることを承認頂き、事務局から各市町村に照会します。事務局で収集し、次の委員会に集まった情報を提示し、ご検討頂きたいと考えています。

ただポイント情報については、調査中の情報も多く、日程的なことから、次回の委員会に全てを提示するのは無理だと思っています。

(委員長)

今後の進め方について、委員のみなさんと協議しながら、方向付けをしたいと考えていましたが、事務局の方から提案がありました。

確認します。1次スクリーニング項目について、これでよいということですが、先ほどの説明のように、作業工程の都合により、次回に提示できるかどうか分からない、とのことですね。次の議題で検討します説明会等の都合によって、少し提示する時期もずれてくるようです。

2次・3次項目である市町村固有の情報について、資料2頁にあるような項目内容で良ければ、是非各市町村に照会をかけて調査を行なう作業をさせて欲しい、という提案です。

(事務局)

ここに示している以外、必要だと思われる項目について、ご検討頂きたいと考えています。

(委員)

紀伊山地の霊場と参詣道のことが出ていましたが、市町村が景観について規制をかけられることができるということが、今国会で議論されていると聞きました。直ぐに対応できると思えませんが、市町村が対応できるものがあれば、調査して欲しいと思います。

(事務局)

ご指摘のものは、景観法のことだと思います。

国土交通省の所管で法律施行をしようとしています。和歌山県内特に紀南地域で指定をしようとする動きはありません。県内では湯浅町、清水町で計画しているようです。

(委員長)

こんな項目も市町村固有の情報として、項目に加えればいいのではと思われるものがあれば、出してください。

(委員)

食べ物を作っている工場の近くに処分場があれば、都合が悪いと思われます。梅を天日で干しているような場合、処分物が飛散しても困るのではないかと思うのですが。

(委員長)

2次・3次のスクリーニング項目について、景観法のことなどが出てきましたが、他になければとりあえず、提案の2次・3次項目で設定し、各市町村にポイント情報の調査をすることにします。

(委員)

単なる質問です。私の大学では、校舎を建築しようとした際に、建設予定地内でオオタカの巣が見つかりました。そのために工事が中止となっています。

巣が見つかるということは、2次調査の希少動植物の生息に該当しますが、その二次調査でそういうものが分かるのですか。オオタカの巣は本当に希少なものです。

(委員)

オオタカの巣のようなものについて、今回は1次スクリーニング項目で鳥獣保護に関する区域の設定があります。もしその時点で見つかったら、その地域は既に不適地となっています。候補地が最終的に決まって、実際に処分場を建設しようとする時に、環境アセス調

査の時点で調査するので巢のようなものが見つければ、多分除外されるでしょう。

我々は候補地をいくつか探しているから、その中からまた別の候補地に移動して調査をするということになると思います。我々は一箇所の候補地を選定するのではないですから。

地域として鳥獣保護区域のように完全にその存在が分かっていたら除外されますが、現時点では、オオタカの巣のようなものが、どこにあるのか、分かっていないと思います。

候補地を絞って環境アセス調査を行えば、貴重な動植物や昆虫などが出てくるとは思います。その時に事業主体が考える必要があると思います。

もう一つ確認します。表2と表3がありますが、表2は地域であるから地図で表わす時は2万5千分の1ではないですね。表3になって、初めてポイント情報であるから2万5千分の1に示すということですね。表2というのは2次スクリーニングだけれども、1次スクリーニングと同じです。地図としては40万分の1を使います。地域であるが、点で表われても意味がありません。3次になって何が違うかという、2万5千分の1の地図を使ってどこか20haを想定した時に始めて、引っかかってくる情報項目です。

それから大事なことは、施設そのものの規模が20haとすれば、約400m×500mであるけれども、周りの緩衝帯というものを考える必要があります。これをどれくらい持つかということを考えなければなりません。それもある程度情報として出さないと理解しにくいと思います。ですから、この面積についても今後の課題としておいて欲しいと思います。

(副委員長)

迷っていることがあります。国有林のことが出ましたが、国有林だけを重視するのが妥当かどうか疑問に思っています。参考資料の2ページに森林地域というのがあります。そのうち保安林はいいのですが、保安林以外の森林地域という説明がある。ここでは国有林ということ念頭においているが、民有林の中でも良質なものについては、当然保全することを優先すべきであるとの書き方になっているから、民有林でも良質なものは当然保全していくという方向で扱うべきではないかと考えます。処分場を造る際にいろんな規制がかかる訳ではないが、国有林だから必ずしも優良であるとは限らないし、紀南地域では国有林よりも民有林の方が多いのだから、その中で保全すべき森林に、民有林を除いていることがよいのかどうか、疑問があります。

(委員長)

森林地域の取扱いについて、国有林だけでは問題があるのでは。民有林も対象項目としてはどうかという問題提起がありました。

(委員)

多分そういう事は、3次スクリーニングのところで土地利用とか出てきた際に、民有林とか、地域性の現象として必要性がある場合には考慮しなければならないと思います。

表3で一応項目は出ていますが、今の民有林など、その他現実の状況といったものも加味する必要があると思います。

民有林を1次スクリーニングに加えると、膨大な量になると思います。民有林でも、優良なものなどが明確であれば、1次に加えてもいいと思うが、分からないのであれば、3次スクリーニングの時点でその他の地域の情報を入れて、特に重要性があれば考慮したらよいと思います。ある程度地域を絞った段階での作業として考えるものと思います。

3次スクリーニングについて、今の段階ではこれ位ですが、その他の項目として入れるものがあるのではないかと思います。

(委員)

2次スクリーニング項目としては、市町村による自然、動植物、緑地、水源・地下水などの保全地域というのがあり、市町村に調査をするという内容です。水道水源保全地域について、串本町などの5町村に照会をかけることになっています。この町村を選定した基準があるのかどうか、どんな選び方をしたのか、条例化している町村だけに照会をかけるのかどうか伺います。各町村には条例化していないけれど、当然保全すべき地域があると思います。

(事務局)

項目については、27市町村全部に調査します。

今質問があった水道水源保全地域については、条例化している町村を例として挙げています。その他、水源の森基金条例などを制定している町もあります。またこれ以外に各市町村固有の情報について照会をします。

(委員)

条例は簡易水道が主ですが、古座川には、串本町・古座町・古座川町の上水道の水源もありますので、取り上げてもらえたらと思います。

(委員)

民有林の話に関連して、この前新聞に貴重な木が群生している地域があり、自然環境保護団体などの方が調査をしているとありました。紀南地域の生態というのを、詳しく知っている方々にも是非とも照会して頂いて、民有林でも残しておきたい部分もあると思いますから、専門の方にもいろいろ聞いて欲しいと思います。

(事務局)

副委員長のご意見にもありました、地域森林計画の対象となる民有林の件ですが、非常に優良な民有林もあります。同じように、農業振興地域内の農用地区域を対象項目としていますが、農用地区域外の地域でも優良な農地というのがあります。

1次スクリーニング項目というのは、完璧なものではありません。

住民及び関係者の意見で、この部分で充分吸い上げて頂かないと、今の1次スクリーニング項目では判断が難しいと思っています。

最低限こういったものは考慮しなければならないということで、項目を挙げていますが、完璧ではありません。

(委員長)

委員さんからの意見にもありましたが、それぞれの項目について市町村に照会するのは当然です。併せていろんな自然保護団体や農業団体、森林組合、漁業団体などにも照会はしないのですか。地域実態については、市町村の関係者はよく周知しているものと思いますが、併せてそういった専門の関係団体への問い合わせは行わないのですか。

(事務局)

今の段階では照会は行っていません。あくまで地図上での関係法令に基づく項目を挙げています。

関連した団体にも充分話を聞いては、というご意見もあろうかと思いますが、それも議題2でご意見頂けたらと考えています。

(委員長)

もう1件、農振地域の中で農用地区域外のことと関連して、和歌山県ではエコ農業の推進とか、有機農業等の問題もありますが、そういった地域もポイント情報になると思いますが、そういったことも配慮することはありますか。

(事務局)

問題となるのは、市町村間の公平性を保つことがある程度必要だと思います。

皆さんが聞いて、誰でもその地域は最終処分場を造るべきではないと、思う地域として理解が得られるようなものを除外項目として挙げるべきだと思います。

各市町村独自の判断で、自分の区域のここだけは絶対ダメだということで、27市町村の公平性が保てるかどうか、検討頂ければと思います。

あくまで最終処分場の候補地として可能な候補地群を選定する段階ですので、いろんな調査をして最終的にはそこに処分場が立地するかもしれませんが、立地することが決まったわけではないので、あくまで候補地群を絞り込む段階ですので、市町村間の公平性を客観的に判断する、何かの基準を加味していただきたいと事務局では思っています。

(副委員長)

民有林の件で言いたいのは、国有林は、優良なものとそうでないものがある。にもかかわらず国有林だというだけで除外項目として挙がっている。

民有林でも優良なものがあることが分かっているのに、スクリーニング基準として挙げていないのは、不平等でないかということ。

できるだけ合理的な基準方法でスクリーニングをしたいわけだから、結果としては国有林だけを依怙贖していることになってしまう。ではどうして解消すればよいかになるが、一つは、国有林は分布で出てるから直ぐ分かるが、民有林で対象とすべきものが、地図情報で簡単に得ることができるのかどうか。もし得られるのであれば、1次スクリーニング項目に追加することも可能であると思う。しかし、それが優良かどうかの質の判断が難しいことになると、後で最終個別にチェックする方法もあります。ただ途中の段階、1次がダメだったら2次ではどうか、ということになる。市町村に照会する時に、2次の項目として市町村区域内で、民有林について、当然除外すべき区域として考えられるものがどの程度あるのか、の問い合わせが可能であれば、情報として2次スクリーニングの項目として入れることもできるかもしれない。また3次スクリーニング項目としては、という意見もあります。

基本的な情報をどれだけ持っているかにもよるが、1次スクリーニングで行なう方法、2次の市町村情報の段階で行なう方法、3次の最後の段階でチェックを行う方法が考えられるので、どの段階でスクリーニングをかけるのか、回答して欲しいのですが。

(事務局)

地域森林計画対象の民有林のうち、どの部分が優良という情報は持っていないので、1次スクリーニングにはなり得ないと考えています。

2次で、市町村固有の情報としての収集が可能かどうかも疑問に思っています。

ただ優良という判断基準でもあれば、照会をし市町村からの回答もあると思います。それは森林だけでなく、農業振興地域内農地もそうだと思います。

(委員)

市町村でも伐らずの森運動など、永久保存に取り組んでいる市町村であればある程度分かると思いますが、他の市町村では、ほとんど資料もなく、どれが優良な民有林だという判断は無理だと思います。先ほどの意見は、優良とそうでないものの判断がないのなら、いっそ民有林もこの項目から除外した方がいいという意見ですか。

(副委員長)

頑張っている森林を保全している方にすれば、うちの森林の方が国有林よりもずっとよいという意見の方がいると思います。

(委員)

副委員長の意見で私が感じたのは、民有林はある程度自然林が残っているものもあるが、ほとんどが造林地です。国有林だとほとんどが自然林なので、そういう考え方もあるのかなと思っています。

(委員長)

事務局の考えは、優良な民有林の基準がはっきりしていないため、各市町村に情報を求めにくいという技術的なことですね。

三重県の速水林業のように、国際的な環境基準をクリアーするようなものがあれば、解りやすいのですが。

(委員)

個人の所有ですから、そこまでは少し無理でしょう。

(委員)

1次スクリーニングの結果で、国有林を表わしたものがありますが、これを見るとかなりの部分、特に中央部の国有林が保安林に囲まれています。

国有林を保護しなくても、保安林の領域にあるから、最初から対象にはならないのではないですか。知りたいのは、国有林を特別視しなくともよいのではないかと思います。

どうせ、そんな場所に処分場ができるはずがありませんから。

すさみ町の北側と新宮市付近にも国有林がありますが、そういう所は辺地で、道路の問題がありますので、実際は3次スクリーニングで除外されるのではと思います。

技術的な面もありますが、国有林をスクリーニング項目に入れても、入れなくても最終的にはその部分がはずれる気がします。

現実的に国有林でも許可申請すれば、許可されるのではないですか。

(事務局)

許可されるかどうかについては、申し訳ありませんが、勉強不足でお答えできません。

ただ国有林に関しては、地理的には山深くて、経済性を考えれば主要道路からかなり離れているため、そこまでの搬入道路を付けにくいのではないかと考えています。

(委員)

2次スクリーニング項目に載せなくても、最終的に削除されるのではと思います。

(委員長)

優良な民有林を、スクリーニング項目に入れるかどうかについては、早急に結論が出そうにありません。

(副委員長)

私としては森林地域についてもう一度情報を当たって、正確な解答を頂ければいいです。

どの程度本当に情報があるのかどうか。緑の雇用事業などで間伐をしようとしています。林業の育成という側面だけではなくて、森林の保全も考えて事業を行なっているように思います。だから人手が入っている場所と、入っていない場所が同じというのも、優良までいかなくても少しおかしいのではないか。ある程度間伐されている地域と、そうでない地域では森林としての価値が全然違ってきます。そのあたりの情報は県にはないのですか。

(委員長)

市町村に問い合わせる基準がはっきりしませんので、今回の項目設定については、保留とします。留意事項として、委員さんも提案しているように、何をもって優良とするかの基準が難しいですが、優良な民有林があるという情報があれば、市町村に提示して頂くこととします。

2次については、記載されている項目で市町村に調査して頂きます。特に新しいもの、いろいろと意見が出ていますが、農振地域の農用地区域外についても、先ほど事務局からの説明のように、2次項目として加えていくのですか。

(事務局)

森林地域と同じように、優良農地であるかどうかという把握ができていくかどうかは、分かっていません。

(委員長)

項目として明記しないということですね。

今回は市町村に問い合わせる項目は、ここに記載の事項とします。

3次については、既にいろいろと議論がされていますが、特に付け加える事はないですか。森林や農地の優良性については、もう少しデータを調べてから、再度委員会で検討することにします。

(副委員長)

3次スクリーニングになると、先ほども意見があったように、ポイント的な施設のある場所の近くは避けるべきではないかという事項など、この際に挙げる方がよいと思うので、再度確認してください。

(委員長)

先ほどの意見は、健康や命に関わるものや食べ物関係などの施設も項目に加えたらということでした。

(委員)

3次スクリーニングにおいて、周りの環境、食品工場とか何か入れればよいと思います。その他の項目として、周辺の環境を配慮するものだとか、農地とか森林などを加えたらよいと思います。そういうことから、処分場の規模や必要面積などの情報が必要になってきます。

(事務局)

いろんな項目ということですが、学校や病院とかの施設も考えられると思います。

作業的なことを言いますと、それらの項目を全て把握して候補地群を選定していくのか、候補地群を選定する上で、そういう事項を加味しながら進めるという作業が考えられます。

候補地群を選定したが、その中に公共施設や病院などの施設があれば、これは除外されると思いますが、もし候補地の近くに存在すれば、直線的にどれくらい離せばよいのか、ということの検討が必要になると思います。項目を全部網羅してから、候補地群を選定する作業を行うよりも、候補地群を選定した後に、ここにはこんな施設があるから候補地から除外する、という作業の方がうまく進むのではないかと考えています。

(委員長)

全部情報を一切切整理してからよりも、ある程度、候補地群を絞り込んだ後に、いろんな情報を充てはめる方が合理的な気がします。

病院や学校などの提案がありましたが、生命や健康に関する情報、項目を洗い出すことに関しては異論はないですね。

(委員)

スクリーニング作業ですが、ある地域が処分場建設のふるいに残ったと仮定して、候補地を絞り込むというのは本当に大変なことだと思います。特に上流の場合、下流域にも住民がいますし産業界もあります。ほんの少しの埋立地であっても、大騒ぎでできなかった事例も

あります。住民合意は簡単にいくものとは考えられません。自区内処理で、自分のものを自分の地域で処理することは理解してもらえが、何でよそのものを自分たちの上流で処理するのかという問題が出ます。自覚されているものと思いますが、大変なことです。

現に串本町では残土を持ってくるということだけで、保護条例を制定しているし、中辺路町も昨年いろいろとありました。古座町でも残土だけを処分する山を所有しましたが、下流の農業関係の方の反対に合い、白紙撤回されています。

いろんなことが現実問題として、焼却施設からは何も出ないとしても、各業界には補償をしている。どんな困難があるかもしれないという姿勢で、この問題に取り組んで欲しいと思います。

(委員長)

指摘のとおりだと思います。

合意形成については追って議論しますが、十分な配慮が必要になると思います。

もう一度確認します。3次の項目の中でここに記載している以外に、先ほど指摘のあったような福祉施設、病院、学校などの施設も項目に入れるということで反対意見がなかったので、合意できると思います。

具体的なものとして確認しますと、食品関係の工場や施設、あるいは学校、病院、福祉施設などもポイント情報として各市町村に照会をして頂きます。

(副委員長)

スクリーニング項目を決めることが今日の議題です。決めた項目でいいですかと、住民意見を聞くのですね。

そうすると、学校などの項目をスクリーニングに入れるのですかということです。入れるのであれば、情報を基本的に集めるということです。

スクリーニング項目を決めてから、候補地群を抽出するというのが、今まで説明のあった手順です。我々はこの1次スクリーニング結果から、候補地群が出てくるだろう、これだけでなくて2次スクリーニング結果からも、候補地群が出てくるだろう、その時のスクリーニング項目としてはこれで充分かどうかの議論をしています。

候補地群を選定してから、更にスクリーニング項目を照合していく方法は、今日始めて聞いたことですから、はっきりしておいた方がいいと思う。

(事務局)

少し説明の時、誤解を招くようなことを述べて申し訳ありません。

今議論頂いた、病院等その他の項目については、2次スクリーニングが終わった白地の地域について、情報を収集したいと考えています。27市町村全部の区域の情報を収集するのではなく、2次の後、2万5千分の1に白地の部分を落としますが、その時に各施設の情報を掴みたいということです。

(委員長)

項目の設定としては問題ないですね。

次に検討して頂く項目は、1次・2次・3次スクリーニングを検討した中で、それをどのようにして住民の皆さんに説明し、意見を聞く時期、方法についてです。

まず時期というか、いつの段階で行なったらよいか、ということです。考え方としては、1次スクリーニングの後と、3次スクリーニングの後の二回行なう方法、もう一つは1次から3次スクリーニングまでをきちっと行い、ほぼ候補地群が固まった段階で住民の皆さんに意見を求めるという方法があります。また別の方法も考えられますので、皆さんの意見を頂

きたいと思います。

(委員)

いつの段階で、住民意見を聞いたらよいのか、接触すればよいのかということですが、接触する時に、絶対守って欲しいことは、まだ決まったわけではないということ、修正の可能性が残っているということです。修正の可能性の中には、撤退することもあり得ると思います。そういう場合に住民と接触することだと思います。決まった時に住民と接触することは説明会になりますが、説明会と参加の違いは、参加は修正の可能性があるということですから、その事を大事にして欲しいと思います。

次にスクリーニング項目というのは、あくまでふるいにかける項目であって、これは大切な事柄です。問題は、ある場所が決まりそこに処分場ができるとなれば、迷惑をかけることがあるかも知れません。しかし、将来はこういう土地にしていく、こういう環境をつくる、こんな跡地利用をするというような、プラスになる建設的な計画があれば、併せて住民の方に聞いてもらいたいと思います。そんな議論をいつするか、についても大事な事項だと思っています。

一時期に迷惑をかけても、将来にはこういう自然をつくって、家族で楽しんだり、国の政策と合わせて付近をこういう風に変えていくとか、農業をこうしていくんだとか、施設とタイアップすることもあります。そういった提案は、住民に説明していく上で重要なことだと思います。それが決まらなないと、必ずしも説明できないということではありませんが、スクリーニングだけでは、住民との説明は充分だとは思いません。

(委員)

一般的に、ごみの処理施設については住民の不信感が非常に高いと思います。

そのために、不安感を与えないような全体的な将来的なスケジュールをダメージも含めて、懇切丁寧に理論的、技術的に説得することが大事だと思います。

そうすれば循環型社会の資源の再利用が、考えとして浸透しているから、理解は得られると思いますが、ただ思惑ばかりが先行し、誠意がないと、今は情報社会なので簡単に拒絶されてしまう恐れがあるように思います。

(委員)

下流域の住民の方の合意がなければ、難しいと思います。

奥深い山であっても、必ず川があり、行き着く先に海があります。それに関する業界があります。そういった業界にも合意を得ることも大切だと思います。

病院・福祉施設などがある地域を項目として除外するという事は、迷惑がかかるという前提のことだと思います。ですから、そういったこともおろそかにしないことが重要です。

(委員)

住民の意見を聞く機会として、完全にスクリーニングが終わった時点、我々がここまで絞込みました、という段階でないと途中で聞いても皆さんが関心を持ってくれるかどうか、という気がします。前回の住民説明会は3ヶ所だったと思いますが、今回はもう少し細かくして、白地が多い市町村の住民に説明することが必要だと思います。

(委員長)

それぞれ重要な事柄についての指摘があります。

スクリーニングの時期でいうと、1次・2次・3次とある程度作業が終わった段階で固まった時期がよいのでは、という意見です。候補地として固まりましたという話ではないことを、充分説明するという事も必要です。

(委員)

手続的な観点から言えば、例えば1次スクリーニングが終わった後で、この情報を協議会のホームページや市町村で縦覧できるような手続きをし、意見のある方から意見を頂く、その場合に情報が一人歩きしないよう、あくまで今回は法令に基づいて客観的に出された情報であるという説明書きも付け加えて、そこで意識の高い方から、意見を頂く。

それから3次スクリーニングが終わってから、候補地を多く抱えている市町村単位で住民説明会を行なうことも考えられます。前回の説明会は、3ヶ所で行なったようですが、あまりたくさんの方が集まらなかったと聞いています。1次終了後は縦覧形式、3次が終了してから、候補地の多い所での説明会というように、二段階の方法を取れば、ちゃんとした手続きを踏んでいるように思います。

(副委員長)

説明会に関しての先ほどのご意見で、二つのことが気になってます。

一つは結果が出てからでは、遅いという意見がありました。それをどの部分までの結果かによって意味が異なってきます。

候補地群選定の中での結果が出てからという意味だと、二段階になり、非常に重要なことです。もう一つの意味は、候補地群は数十箇所の話ですから、それからさらに先のこと、数十箇所から候補地を絞り込む際に、その後どうなっているかも含めて、きちっと適宜、住民意見を求めることを望まれた意見だと思います。

しかも問題が二つあります。住民の方が意見を言いやすいように、分かり易い結果でなければいけない。そういう意味ではアウトプットとして、ある程度こんなやり方で行なった結果こうなりました、というものがなければ、1次スクリーニングの議論でもかなり時間がかかっていますから、なかなか意見が言えなくて、まとまらないと思います。

もう一つは今日の会議でも最初の方で意見が出されたような、処分場の大きさや規模はどうかや先ほどの意見のように、建設することがマイナスのイメージではなく、将来的にはいいものも構想していくんだという、ある程度きちっとした将来構想まで含めた情報提示をしないと、資料を出したから見てくださいと、突きつけているだけで考えてもらうだけのレベルとはならないと思います。

私が思ったことは、基本的には、1次スクリーニング結果を出して、それから3次のアウトプットも出してさらに、それから続けてやっていくことです。

1次スクリーニング結果が出てから、これだけを出すのは不十分だと思います。

委員会の答申により紀南地域全体で、このようにごみの減量・リサイクルを進めていくというのも含めて、最終処分場の位置付けができて、どういうものを構想するのだということも準備できていないと、スクリーニング結果だけを出すのでは、合意形成にプラスになるような意見は頂けないと思います。その準備ができるかどうかです。

私は基本的には、二段階に行なうことに賛成です。

というのは、これから基本的に情報公開をきちっと行いながら、作業を進めたいということです。やってはいるが果たして紀南地域の人達に、我々の行動が伝わっているかということ、やはり不十分な気がします。そのことは、最後本当に造りたいという時の合意形成に向けて、やって行く上ではマイナスになるかもしれない。それを補うためには、できるだけ説明の機会や意見を求める機会を増やしていくことを、我々委員会としてもやることであるし、せざるを得ないということです。

ただ意見を求めるのに、十分解りやすい資料が提示できなければ、こっちが勝手に情報公

開を提示しているだけになり、そのことは避けたいということです。

その準備が1次のアウトプットだけでなく、もう少し住民の方が関心を持てるように、処分場のイメージなども含めた準備ができるのか、ということです。

(事務局)

現段階で提示できるものとしては、取り組みから現在までの一連の経緯や、最終処分場のイメージとして標準的な管理型最終処分場の形態、必要面積としては15～20haという程度のものであります。ただ最終処分場や将来的な計画のところまで含みますと、少し時間がかかります。

(委員)

スクリーニングの段階では、地図上での選定に徹すればよいと思います。この段階では必ずしも住民参加はいらないと思います。3次スクリーニングの段階で、ここで数十箇所程度が候補地になりますよ、という前提でスタートするわけです。その段階で徹底した住民参加の方法を考えます。そこから候補地を絞り込んでいく過程が非常に大事ですから、スクリーニングの段階は最小限の法的な科学的な条件を満たしているかどうかだけでいいのではないですか。

和歌山県に最終処分場が必要であるという合意ができていれば、何十分の一の確率で、処分場候補地になりますよ、ということのを堂々と説明すればいいと思います。

最終的に候補地を絞り込んでいく過程においては、スクリーニング項目ではっきりしたことだけでなく、どういう時期にどんな場所に、住民と行政と企業が処分場を造っていくのか、方法も含めた議論をし、住民参加を徹底的に行うことが必要な気がします。

(事務局)

先ほど決定して頂いた1次スクリーニングの項目について、前段の経緯も踏まえたものを地図と一緒に市町村の広報誌や、協議会のホームページにも掲載します。

また平行して別の組織で、処分場の規模や形態などの協議を進めていく上で、委員会に随時報告します。それで、2次・3次スクリーニングの結果が出た後、委員会に相談しながら住民の方への説明会を行ないたいと考えています。

(委員)

最終処分場に持ち込む物は何か、再確認したいのですが。

(事務局)

基本的には紀南地域で発生した、一般廃棄物の中間処理後の残渣、例えば焼却処理後の焼却灰や産業廃棄物で資源化、減量化など中間処理された後、どうしても残る残渣や県外に搬出されている処理残渣などです。最終処分場の形態は浸出水処理施設を持った管理型です。

(委員長)

住民の方への公表や意見をどうしていくかということですが、まとめますと、まず1次スクリーニングが完了した段階で、今までの経過なり、これからの方向性なども加味した情報を、ホームページや市町村の広報を通して住民の方にお知らせするという事。

続いて2次・3次のスクリーニングが終わった段階で、ある程度固まったものを住民の方に説明会で周知していくこと。その説明会の方法としては、前回中間報告の際は、御坊・田辺・新宮の3ヶ所で行いましたが、今回はできるだけ多く開催すること、特に候補地群に係る市町村には、きめ細かく説明会を行なうということです。

最終的な処分場の候補地選定については、留意事項を検討委員会が提示することになっていますが、十分住民参加が取れるような説明会を継続して行なうことを、最終処分場の絞込

みには、留意して行って欲しいと思います。この3点でまとめさせていただきます。

(委員)

個人的にはそれで結構だと思います。

3次スクリーニングの結果を住民の方に知らせる時には、もし他にも適地があれば、堂々と遠慮しないで言ってください、ということも何らかの表現で付け加えることも必要です。

これは非常に大事なことだと思います。この地方に処分場が要らないのなら、こんな議論は成り立ちません。

必要ということを前提で申し上げています。我々はスクリーニングの結果、こういう場所が候補地群として挙がったけれど、他にいい場所があれば、教えてください、見せてください、検討しますという姿勢も非常に大事です。

(委員長)

今の指摘も含めて、また留意事項としてまとめていきます。

(事務局)

ご意見に関して、処分場候補地の一般公募ということも考慮していきたいと考えています。また住民説明会は、候補地群が多い所を中心に考えたいと思います。

(委員)

1次スクリーニングの結果について技術的なことですが、今日の地図資料では本当の領域が出ていなかったり、面積が強調されていたりしています。また境界など、太くなっていますから、実態とはかなり違ってきます。そのあたりを修正する必要があります。そうでないと誤解を招く恐れがあると思います。

(委員長)

最終的に、2万5千分の1の図に落とし込めるのはいつ頃の段階になりますか。

(事務局)

3次スクリーニングが終わった段階になります。

(委員長)

この問題は非常に難しい問題です。合意形成はなかなか容易ではなく、それだけ微妙で非常に大変な問題のため、時間もかかりますので、ご容赦頂きたいと思います。

本日は長時間にわたり、ご熱心に検討頂きありがとうございました。
